とかち新聞
主筆　松山明
（発行所）北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話1351番
購読料　本紙定価　1部20円　1カ月50円　1カ年前納500円

役場敷地の交換は困難

高橋前町長　新しい条件をもち出す

足寄町政のなかで未解決の難問題の最たるものは役場庁舎の敷地問題―この敷地の所有名儀は前町長の高橋安蔵氏で同氏が町長の座を去つた時点で速やかに議決どおりに町有林庄内沢百町歩余との交換を実行することになつていたもののイザ実行という段になつて高橋氏が新しい条件をもち出したためにこの交換は困難な状態となつています。

交渉は弁護士に一任

高橋安蔵氏が町長として最後の定例町議会となつた本年三月十一日の一般質問で―

佐々木政一議員　役場の敷地の解決について論議したが、二期満了して三選出馬が予想されるが、任を離れたときは交換議決の精神で解決するか、お尋ねしたい

高橋町長　この問題について再三、再四のお尋ねだが、昨年七月十九日にハツキリ申し上げたとおり職員行為がはずれた場合（註＝地方自治法の職員の行為制限で、町有財産を管理するものはその管理する財産を自分のものにすることができない）速やかに解決したいと申し上げた、行為制限がすみ次第約束を実行したい

鳴海一郎議員　役場庁舎敷地で昨年七月の議会で論議したが、職員行為にふれない四月満期となれば約束どおり実行できるといつたが三選立起を表明しており当選すれば行為制限がはずれない、また未解決のまま四年間すごすことになる不自然な在り方を最高責任者として一日も早く解決する具体的な方法があるか

高橋町長　この役場敷地の問題は私が七月十九日に申し上げたとおり自分の職員の行為の制限に抵触しなくなつた時点に約束を実行したい

との問答があつたことで明らかなように、高橋氏は昨年いらいくり返しくり返し『自分が町長の職を離れたときに役場敷地と庄内沢町有林との交換の約束を実行する』ことを誓つてきたので、議会としても一般町民にしても本年五月から高橋氏が町長でなくなつたのでどんどは十二年来県案の問題が解決されるものと思つていたものです。

ところがこの七月三日に小林町長が高橋氏宅を訪れて正式交渉に入つたところ『議決どおりに庄内沢町有林との交換には応ずるが、現時点で双方の財産価値を再評価して差額があればもらいたい』とのことで、寝耳に水の新しい条件が出されたそうで、しかもその交渉は札幌市の海老名利一弁護士に一任してあるのでそちらと話しをしてほしいとのスゲない仕儀となつたもので、このあと富田総務課長らが同弁護士と折衝したところ同様の趣旨で具体的な要望事項を近く町へ提示するとのことです。

評価のひらきは七千万円？

交換の議決をした昭和三十一年当時は、猫のひたいのような一千五百坪の役場敷地にたいして百一町歩余の町有山林とはなど、かなりの批判の声も出ていたもので、高橋氏の所有名儀とはいえ稲荷神社が存在するかぎりなんら収益のない土地に役場が建つばかりで大山林をしかも町長がものにしたということで、これまで学校や道路などに私有地を提供してきた人々がおさまらなくなつて、公共のためとはいえそれ相当の代償を要求するキツカケをつくつた形ですが、当時は町村合併の条件達成のため町も高橋氏も等価交換の評価でシヤンシヤンと手をうつた交換だつたものの、十二年も経過すると宅地価格のうなぎのぼりに較べて山林の方はこれに追いつかず財産価値に大きな格差が生じてくるもので、最近旧足寄郵便局跡地が一坪五万円で売買された例からみても役場敷地もその値段でふめば実に七千五百万円の時価となるのにたいして庄内沢の町有林は五百万円にふめるかどうかということで、高橋氏にすれば町長の座をおりて地主業に復帰したからにはソロバン本位とならざるを得ないようです。

責任の所在は―

要するに十二年前に交換を議決した当時は町も高橋氏もこれに満足して契約したのだから即座に所有権の移転登記をすませておけば今日の事態とはならなかつたのでこれまでの長期間にわたつて執行をおくらせてきた責任の所在が問題となりますが

一、庄内沢町有林は開拓者のための共同牧野だつたので自由に処分できなかつた（しかし高橋氏は当時町長として採決した）

二、その後処分ができる山林に地目替えしたときに高橋町長は執行しなかつた

三、このあと自治法の改正で高橋氏が町長であるかぎりは執行できなくなつたものであつて、当時の川上町長が直ちに交換することのできない開拓牧野を提案したからといつても川上町長としてはなんとか役場敷地を金銭で解決したかつたが高橋氏は『稲荷神社を追い出して金もうけしたといわれたくない』としてあくまでも山林との交換を主張するので止むを得ず庄内沢となつたもので、それ以外は高橋氏のせいで執行ができなかつたのだからいまさら再評価だの差額要求といわれても『ハイ、そうですか』と新規まき直しで町として譲歩としてとりくむことになるかどうかです。

民法上の取得時効に？

現時点での再評価によつてその差額を町が負担することになればそれが金銭であつても山林であつても相当なかなりな負担となることは明らかである上に、冷やかに弁護士を通じての他人行儀の〝値上げ要求〟といつた格好ですが、民法第百二十六条の「十年間所有ノ意思ヲ以テ（註＝この場合町歩との交換で）平穏カツ公然ニ他人ノ不動産ヲ占有シタル者ソノ占有ノ始メ善意ニシテカツ過失ナカリシトキハソノ不動産ノ所有権ヲ取得ス」との条項が適用されるとすれば町はなにもあわてることはないことになりますが！

社説　二足のワラジはやめよう

（一）

地方自治行政は、議決機関である議会と執行機関である理事者とがそれぞれ住民から直接に選ばれている以上は、両機関があくまでも対等の立場でそれぞれの権限分野において馴れあいではない節度のある協力、対立のための対立ではない相互けん制によつてあやまりのない、住民のための行政がおこなわれるのであつて、このために議員が理事者側と請負や取引などの営利関係に立つことは公正な議会運営と行政執行の適正を保つ上で障害があるから、地方自治法で特に禁止規定を設けています。

（二）

それは工事などの請負はかりでなく継続的な物品供給までふくまれていますが、足寄町ほとんどの規定をふみにじつている町も珍しく、これまで理事者は議員操縦の方便のように、議員は仲間意識で見て見ぬふり、かんじんの監査委員が町と請負関係にあつたという、他町村では無論もできないような無法ぶりがまかりとおつていたもので、現在でもその悪性がつづいていることは本紙第二面で報道のとおりです。

（三）

四月の改選時に当選ほとんどの人が営利的な脱法手段で表面だけとりつくろえばよいというのでは自治法はあつてなきがごとしということになります。

（四）

かりに一歩ゆずつて、そのゴマカシの名目でも認めることにして請負がおこなわれるとすれば、それらの議員は年から年中除せき（自治法第百十七条で議事に参与できない）の対象となるし、それらの会社は常に町と町以外との事業内容を明らかにしていなければならないが、それを真実なものとしてだれが証明できるかということです。

（五）

理事者の執行を監視、批判すべき側の議員が一方では理事者と営利関係をもつということは、むかしの十手をもつたやくちの二足のワラジのようなもので、議員はスツキリと議員ひと筋でゆくべきで、町を相手に商売をしたい人はアツサリと議員を辞めるべきです。

（六）

本別町議会ではこれらの問題を調査、研究した結果、現在では町の入札には議員の関係する業者は指名せず、議員の関係する業者もまた町にたいして指名願いは出さないことにしており、足寄町もこのように是正できないという理由はありません。

お気軽るにお立ち寄り下さい！
大衆食堂　こま
学生さんにかぎり　ラーメン六十円
足寄町大通り道東バス車庫となり
板谷美枝子

技術に生きるキ
テレビ　ラジオ　ステレオ　レコード
有限会社　ミネデンキ
足寄劇場前　電話142番

夏がやつて参りました！
涼しい夏物衣料が続々入荷いたしております。店内に陳列いたしました。夕暮のひとときに涼みがてら御立ち寄り下さい。御気に召す品があると思いますので、御用命下さい！
株式会社　前田呉服店
足寄駅前　電話二二番